## 第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

甲 平成30年3月19日(月)午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明

5 前川 洋子・ 8 喜多 義幸・ 9 石井 康宏・10 川口 邦次

11 横山 帛生・13 平井 秀次・19 佐野すま子・21 坂野 大徹

24 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 12 淺生 哲也

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 喜多 義幸

事 務 局 職 員 藤井事務局長・鈴村次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸:後藤副主幹 美里:小林担当主幹 安濃:北角担当主幹

芸濃:清水主査 香良洲:中山担当主幹

議事録署名者 9 石井 康宏·24 川邊 千秋

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第6号 買受適格証明願(公売)について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定に ついて(別冊) 議 長 それでは、第3回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は12番の淺生哲也委員、出席委員は13名です。

それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

9番の石井康宏委員、24番の川邊千秋委員、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第6号ま で、事務局から一括して報告をお願いします。

事務局

これより私のほうで提案説明をさせていただきますが、ふなれでありますことからお聞き苦しい点が多々あると思いますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

それでは、大変失礼ですけれども、座って説明させていただきます。

では、議案書の1ページから6ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1から34で、6ページの合計欄をご覧ください。

件数は34件で、面積は12万5, 215㎡、内訳としまして、田が12万3, 686㎡、畑が1, 529㎡でございます。

これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により 解約したものであります。

7ページから13ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1から15で、13ページの合計欄をご覧ください。

件数は15件で、面積は9万3, 030.14㎡、その内訳は田が5万9, 573㎡、畑が3万2, 673.25㎡、その他、これは台帳地目が雑種地などになっている農地ですが、783.89㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

14ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1 一般住宅、駐車場、資材置場用地。

番号2 貸駐車場用地。

の2件で、合計面積は田で1,608㎡でございます。

15ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権 移転)でございます。

番号1、共同住宅用地。

番号2、貸駐車場用地。

番号3、一般個人住宅用地。

番号4、駐車場用地。

番号5、一般個人住宅用地。

番号6、工業用倉庫用地。

番号7、貸駐車場用地。 番号8、一般個人住宅用地。 番号9、太陽光発電施設用地。 以上、件数は9件、合計面積は6,964.67㎡、このうち田が5,46 6 ㎡、畑が1,498.67㎡でございます。 16ページをお願いします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸 借) でございます。 番号1、一般個人住宅用地。 番号2、駐車場用地。 番号3、一般個人住宅用地。 番号4、太陽光発電施設用地。 以上、件数は4件、合計面積は1,683㎡、このうち田が1,225㎡、 畑が458㎡でございます。 17ページをお願いいたします。 報告第6号 買受適格証明願(公売)についてでございます。 番号1、届出人、\_\_\_\_、公売対象農地、住吉町\_\_\_、台帳地目・現 況地目とも田、面積254㎡外7筆、合計面積1,745㎡、このうち田が 1,362㎡、畑が383㎡でございます。 これは名古屋国税局が行う公売に参加するための証明願です。 対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付さ れ、落札後は貸駐車場用地にすることを目的にしております。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いします。 議 長 それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)。 事務局の説明をお願いします。 事務局 18ページ、19ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)で ございます。 番号1、地区 黒田、受人 \_\_\_\_、面積 3,956 m<sup>2</sup>、渡 、面積 2,033㎡、申請地河芸町南黒田下沖 、台帳 地目・現況地目とも畑、面積 183㎡外2筆、合計面積 2,033㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲 り受け、営農を拡大するものです。 番号2、地区 椋本、受人 、面積 257㎡、渡人 面積 8283.68㎡、申請地 芸濃町椋本一ッ谷\_\_\_\_、台帳地目・現 況地目とも畑、面積 383㎡外11筆、合計面積 8,283.68㎡。 これにつきましては、子への生前一括贈与になります。 番号3、地区 安濃、受人 、面積 6,746 m<sup>2</sup>、渡 人 、面積 9,907㎡、申請地 安濃町内多皆廣 、台帳 地目・現況地目とも畑、面積 393㎡、19ページをお願いいたします、外 2筆で、合計面積 1,109㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請 地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件、合計面積は1万1, 425. 68m, このうち田が8, 668. 68m, 畑が2, 757<math>mでございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1ですが、これは私の担当する地区になります。

地元推進委員からも特に問題ないということで報告を得ていることから、事 務局の説明のとおりよろしくお願いいたします。

それでは、番号2番。

川口委員 10番、川口です。地元推進委員から特に問題ないという報告を受けている ことから事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号3番。

平井委員 13番、平井です。担当地区委員は淺生委員ですが、本日欠席ですので、私から意見を言わせていただきます。3月8日の日に現地確認を行いまして、地元推進委員も問題ないということでございます。あとは事務局の説明どおり問題ございませんので、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については 許可することに決定いたします。

> 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借 権)。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)でご ざいます。

番号1、地区 高野尾、借人 \_\_\_\_\_、面積 1万6,333㎡、貸人 \_\_\_\_、面積 1万1,160㎡、申請地 高野尾町藤足 \_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,798㎡外2筆、合計面積 3,430㎡。これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人と20年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。

件数はこの1件で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとう。 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。
坂倉委員	3番、坂倉です。3月10日に地元推進委員と私で現地確認しました。特に問題ございません。また、3月16日の地元高野尾地区の農業振興協議会においても特に問題ないということでありまして、事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとう。 地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、いかがです か。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については 許可することに決定いたします。 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所 有権移転)。事務局の説明をお願いします。
事務 局	21ページをお願いいたします。 議案3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請ついて(所有権移転)でございます。 番号1、地区 櫛形、受人、 換人、申請地 分部五反田、 台帳地目・現況地目とも田、面積 431㎡外1筆、合計面積929㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は531.36㎡、転用面積の57%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 櫛形、受人、 検人、申請地 分部五反田、台帳地目・現況地目とも田、面積 683㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は387.04㎡、転用面積の57%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 片田、受人 社会福祉法人 理事長、 液人、申請地 片田長谷町西谷、 台帳地目 田、現況地目畑、面積 201㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を梅林公園用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 藤水、受人、 族人 外1名、申請地藤方黒木、 台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 552㎡外1筆、合計面積 760㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を診療所 用地とするものです。 なお、1筆の土地につきましては、数年前から資材置き場として利用されて おりますことから、渡人から始末書が提出されており、追認しようとするもの 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 藤水、受人 ㈱\_\_\_\_\_ 代表取締役 人 、申請地 藤方黒木 、台帳地目・現況地目とも畑、面積  $6.1.9 \, \text{m}_{\odot}^2$ これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は354㎡で、転用面積の57%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号6、地区 藤水、受人 ㈱ 代表取締役 、渡人 外1名、申請地 藤方黒木 、台帳地目・現況地目とも畑、面 積398㎡外1筆、合計面積 814㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は530㎡で、転用面積の65%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号7、地区 高茶屋、受人 ㈱\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_、申請地 城山三丁目\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,  $3.0.9 \,\mathrm{m}_{\odot}^2$ これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は648㎡で、転用面積の50%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号8、地区 雲出、受人 ㈱ 代表取締役 \_\_\_\_、渡人\_ 、申請地 雲出本郷町磯田 、台帳地目・現況地目とも田、面積  $2, 259 \,\mathrm{m}_{\circ}^2$ の面から利点があるため、渡人から申請地を譲り受け、申請地にミキサー車等 の大型車両を停車させるべく、駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号9、地区 明合、受人 ㈱ 代表取締役 人 、申請地 安濃町大塚向山 、台帳地目・現況地目とも 畑、面積 980㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は324.19㎡で、日陰部分を避けて設置するため転用面 積の33.1%に当たります。

許可要件の全てを満たしていると考えます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

畑が3,173㎡でございます。

以上、件数は9件、合計面積は8,554㎡、このうち田が5,381㎡、

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。1番と2番の案件、3月9日の日に地元推進委員と現地確認をしまして、事務局の説明どおり特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。番号3番。

前川委員 5番 前川です。3月9日の日に地元推進委員と現地確認をしまして、事務 局の説明どおり特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長番号4番。

太田委員 1番、太田です。

4番、5番、6番についてですが、地元推進委員と現地確認をさせていただきました。事務局の報告どおり問題ないと思います。

続いて7番、これにつきましては、守山会長、喜多部会長、地元地区推進委員立ち会いのもとで現地確認させていただきました。問題ないということで、よろしくお願いします。

また、8番も、守山会長、喜多部会長、それから地元推進委員立ち会いのも とで確認をさせていただきました。問題ないということで、よろしくお願いし たいと思います。以上です。

議 長 ありがとう。番号9番。

平井委員 13番、平井です。これも担当地区につきましては淺生委員でございますけれども、本日欠席しておりますので私のほうから報告申し上げます。3月8日の日に現地確認を行いました。当日、地元推進委員は欠席でしたけれども、事前に問題ないとの連絡がありました。あとは事務局の説明どおり問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いた します。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)。事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。

これにつきましては、借人は、貸人と10年間の賃貸借権を設定し、申請地を来客者用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 長野、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美里町平木中出 \_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 203㎡外2 筆、合計面積 691㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は $218.4 \, \mathrm{m}^2 \mathrm{c}$ 、不整形地でありますことから、利用率といたしましては隣接雑種地を含む全体面積 $739 \, \mathrm{m}^2 \mathrm{o} 29.6 \, \mathrm{%}$ に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は8,604㎡、このうち田が7,524㎡、畑が1,080㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 1番、太田です。9日の日に、守山会長、喜多部会長、それから地元推進委員立ち会いのもと現地確認をさせていただきました。問題ないということで、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 ありがとう。番号2。

横山委員 11番、横山です。3月8日の日に現地確認をしました。地元推進委員も問題なしということです。事務局の説明どおりよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。

地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号、非農地証明願について。事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。

議案第5号 非農地証明願いについてでございます。

番号1、地区 櫛形、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 分部赤坂\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 571㎡外1筆、合計面積 769㎡。

これにつきましては、提出されております昭和63年5月18日、国土地理院撮影の航空写真により、このとき既に山林化していることが確認できます。

件数はこの1件で、この案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長ありがとう。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

前川委員 5番、前川です。3月9日の日に地元推進委員と現地確認をしまして、事務 局の説明どおり特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。

地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第5号については証明することに決定いた します。

> 次に、別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で15万7,475㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,116㎡、契約件数は74件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で6万579 ㎡、契約件数は23件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で7万2,  $425 \,\mathrm{m}^3$ 、契約件数は $13 \,\mathrm{m}^3$ 件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で4万1,772㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,793㎡、契約件数は15件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万4,991㎡、契約件数は6件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上合計で、田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて34万

7,  $242 \,\mathrm{m}^2$ 、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で6,  $909 \,\mathrm{m}^2$ 、合計契約件数は $131 \,\mathrm{m}^2$ 、合計面積は $35 \,\mathrm{m}^2$ 、 $151 \,\mathrm{m}^2$ となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で32件、河芸地区14件、安濃地区11件、芸濃地区9件で合計66件、合計面積は25万1,755㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で50.4%、面積では71.1% が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号23、外6件についてです。

委員退室をお願いします。

議 長 この7件について、皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。 入室してください。

議長次に、整理番号111、外1件についてです。 委員、一時退室をお願いします。

議 長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。 入室してください。

議長 次に、整理番号14、外55件の\_\_\_\_\_に関する分についてです。\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

議 長 この56件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議	長	ありがとうございます。
		入室してください。

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましては、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第6号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時35分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年3月19日

議事録署名者	
議事録署名者	